

# 下水道使用料料金表

(1か月につき)

| 区 分              |                              | 排除した汚水の量                                  | 使用料月額   | 使用料速算式                               |
|------------------|------------------------------|---|---------|--------------------------------------|
| 一<br>般<br>汚<br>水 | 基本料金                         | 0 <sup>m</sup>                            | 1,030 円 |                                      |
|                  | 従量料金<br>(1 <sup>m</sup> につき) | 1 <sup>m</sup> から 10 <sup>m</sup> まで      | 27 円    | 27 円×使用水量( <sup>m</sup> )+ 1,030 円   |
|                  |                              | 10 <sup>m</sup> をこえ 20 <sup>m</sup> まで    | 138 円   | 138 円×使用水量( <sup>m</sup> )- 80 円     |
|                  |                              | 20 <sup>m</sup> をこえ 30 <sup>m</sup> まで    | 166 円   | 166 円×使用水量( <sup>m</sup> )- 640 円    |
|                  |                              | 30 <sup>m</sup> をこえ 50 <sup>m</sup> まで    | 197 円   | 197 円×使用水量( <sup>m</sup> )- 1,570 円  |
|                  |                              | 50 <sup>m</sup> をこえ 200 <sup>m</sup> まで   | 258 円   | 258 円×使用水量( <sup>m</sup> )- 4,620 円  |
|                  |                              | 200 <sup>m</sup> をこえ1,000 <sup>m</sup> まで | 315 円   | 315 円×使用水量( <sup>m</sup> )- 16,020 円 |
|                  |                              | 1,000 <sup>m</sup> をこえるもの                 | 350 円   | 350 円×使用水量( <sup>m</sup> )- 51,020 円 |
| 浴<br>場<br>汚<br>水 | 基本料金                         | 100 <sup>m</sup> まで                       | 1,850 円 |                                      |
|                  | 従量料金<br>(1 <sup>m</sup> につき) | 100 <sup>m</sup> をこえるもの                   | 17 円    | 17 円×使用水量( <sup>m</sup> )+ 150 円     |

上記表にて得た金額に100分の110を乗じて得た額(1円未満切り捨て)とします。

水道を使用されますと、水道料金が加算されます。

月の途中で水道を開始したり、中止した場合は、基本料金が日割り計算となるためにこの式では計算できません。

※高知市農業集落排水施設使用料につきましても、同様の使用料体系となります。

## 下水道使用料の計算例(一般家庭2か月の汚水量が42<sup>m</sup>の場合)

1か月単位で計算するので前半1か月と後半1か月の使用水量を計算します。

1か月分の使用量は、 $42\text{m} \div 2 = 21\text{m}$ となるので、速算式により

$$166\text{円} \times 21\text{m} - 640\text{円} = 2,846\text{円}$$

$$2,846\text{円} \times 110 / 100 = 3,130\text{円} \quad 2\text{か月分は、} 3,130\text{円} \times 2\text{か月} = 6,260\text{円}$$

【下水道使用料は6,260円となります。】

■下水道使用料は、2か月ごとに納めていただきます。排除した汚水の量は、水道の使用水量とします。また、地下水等を使用されている場合は、量水器での計測による使用水量とします。

■下水道の使用を開始するときや、休止、廃止及び再開するときは、その旨を届けていただくことになっています。